(A.)ふるさと登録届 - 回大会(本大会·冬季)ふるさと選手制度使用申請届-

【A 記入例】

静岡県体育協会 会長 殿

※登録の者は「A」に、継続申請の者は「B」にOをつけてください。

静岡県 〇〇〇〇 協会 会長 殿 (競技団体名)

3 月 5 届出日:平成 25 年 しずたいきょう (ふりがな) 静体協 次郎 [性別] *いずれかに〇印を付けること。 [生年月日] 1995 年 8月 1日(西暦) 昭和・ (平成) 7 年 8 月 1日(元号)

※[生年月日]は「西暦」「元号」の両方を御記入ください。

国民体育大会ふるさと選手制度により私の「ふるさと」を【静岡県】として、次の通りお届けします。

なお、「ふるさと選手制度」の使用にあたっては、下記留意事項を遵守致します。

1. 参加競技名(種別及び種目名を含む)

| 競技 〇 〇 〇 |) 競技 種別 | 成年男子 | 種目 00000 | |
|----------|---------|------|----------|--|
|----------|---------|------|----------|--|

2. 現住所 ※

| (ふりがな) ○○○○けん△△△□■■■■■ 1234 | 電話番号 |
|-----------------------------|------------------|
| ₹ 000 - 0000 | 000-000-0000 |
| 0.00 | 所属先(勤務先、所属大学・学年) |
| ○○県△△市■■■ 1234 | OOO大学 △年 |

※都道府県名から記載すること。

3. 現在の連絡先

| (ふりがな) ○○○○けん△△△し■■■■■ 1234 | 電話番号 |
|-----------------------------|---------------|
| Ŧ 000 - 0000 | 000-000-0000 |
| 008445 | 携帯電話番号 |
| ○○県△△市■■■ 1234 | 000-0000-0000 |

4. 「ふるさと」に関する確認事項

(1)ふるさと登録の利用 ※

| ふるさと登録の利用 ※ | (2)61回大会以降の過去の国体出場都道府県(県予選会・ブロック大会を含む)について ※Oをつけてください | | | | | | | | |
|--|--|----------|----------|----------|----------|----------|---------------|---------------|---------|
| 利用回数 | | 第62回(秋田) | 第63回(大分) | 第64回(新潟) | 第65回(千葉) | 第66回(山口) | 第67回(岐阜) | 第68回(東京) | 第69回(長崎 |
| 1. 1回目(2 年連続) | 種別 ※ | 少年·成年 | 少年·成年 | 少年·成年 | 少年·成年 | 少年·成年 | 少争 ·成年 | 少 ∌·成年 | 少争·成年 |
| 2. 2回目(年連続) | 参加区分※ | ア・イ・ウ | ア・イ・ウ | ア・イ・ウ | ア・イ・ウ | ア・イ・ウ | ア・①・ゥ | ァ・①ゥ | ァ・①・ゥ |
| ※1. 又は2. のいずれかに〇印)内に連続使用年数を記入 | 出場都道府県 | 都道府県 | 都道府県 | 都道府県 | 都道府県 | 静岡 都道府県 | 静岡 都道 何県 | 静岡 都道伊県 | 静岡 都道庵県 |

※ 参加区分: ア. 居住地を示す現住所 イ. 学校教育法第1条に規定する学校の所在地(少年)・勤務地(成年) ウ. ふるさと

(3)卒業した学校名(「ふるさと」とする都道府県に所在する高等学校または中学校)

| (ふりがな) しずおかけんりつ〇〇〇こうとうがっこう | 卒業年月 | | | | | | |
|----------------------------|-----------|---|---|---|----|--|--|
| 静岡県立○○○高等学校 | (西暦) 2013 | 年 | 3 | 月 | 卒業 | | |

〇〇高等学校又は〇〇中学校など学校名を明確に記載すること。

(4) 卒業した学校の所在地

| 電話番号 |
|--------------|
| 000-000-0000 |
| |

ふるさと選手制度使用に係わる留意事項

- 1. 「ふるさと」とは、卒業中学校又は卒業高等学校のいずれかの所在地が属する都道府県とする。
- 2. 「ふるさと選手制度」を活用し参加する選手は、予め所定の方法により「ふるさと」を登録しなければならない。 なお、一度登録した「ふるさと」は変更できないものとする。
- 3. ふるさと選手制度の活用については、原則として、1回につき2年以上連続とし、利用できる回数は2回までとする。
- 4. 「ふるさと」から参加する選手は、開催基準要項細則第3項-(1)-1)-③(国内移動選手の制限)に抵触しないものとする。

A. ふ る さ と 登 録 届

(B. 第 68 回大会(本大会·冬季)ふるさと選手制度使用申請届

【B 記入例】

静岡県体育協会 会長 殿

静岡県<u>〇〇〇〇 協会</u> 会長 殿 (競技団体名) ※登録の者は「A」に、継続申請の者は「B」に〇をつけてください。

 届出日:平成
 25 年
 3 月
 5 日

 (ふりがな)
 しずたいきょう
 たろう

 静体協 太郎

 [性別]
 男
 2. 女
 *いずれかに〇印を付けること。

 [生年月日]
 1991
 年
 8 月
 30 日(西暦)

 昭和
 平成
 3 年
 8 月
 1 日(元号)

※[生年月日]は「西暦」「元号」の両方を御記入ください。

国民体育大会ふるさと選手制度により私の「ふるさと」を【静岡県】として、次の通りお届けします。

なお、「ふるさと選手制度」の使用にあたっては、下記留意事項を遵守致します。

1. 参加競技名(種別及び種目名を含む)

2. 現住所 ※

| (ふりがな) ○○○○けん△△△□■■■■■ 1234 | 電話番号 |
|-----------------------------|------------------|
| ₹ 000 - 0000 | 000-000-0000 |
| | 所属先(勤務先、所属大学・学年) |
| ○○県△△市■■■ 1234 | 〇〇〇〇株式会社 名古屋支店 |

※都道府県名から記載すること。

3. 現在の連絡先

4. 「ふるさと」に関する確認事項

(1)ふるさと登録の利用 ※

利用回数
1. 1回目(4年連続)
2. 2回目(年連続)
※1. 又は2. のいずれかに〇印()内に運輸使用年数を配入

| (2)61回大会 | 以降の過去 | の国体出場 | 鄒道府県(<u>県</u> | 予選会・ブロ | ック大会を含 | <u>(な</u>)について | ※Oをつけ | てください |
|----------|----------|----------|----------------|----------|----------|-----------------|----------|----------|
| | 第62回(秋田) | 第63回(大分) | 第64回(新潟) | 第65回(千葉) | 第66回(山口) | 第67回(岐阜) | 第68回(東京) | 第68回(東京) |
| 種別 ※ | 少年・成年 | 少年・成年 | 少年・成年 | 少年成年 | 少年成年 | 少年·成年 | 少年·咸年 | 少年成争 |
| 参加区分※ | ア・イ・ウ | ア・イ・ウ | ア・イ・ウ | ア・イ・ウ | ア・イ・ウ | ア・イ・ウ | ア・イ・ウ | ア・イ 🕝 |
| 出場都道府県 | 都道府県 | 都道府県 | 都道府県 | 静岡 都道順県 | 静岡 都道麻原 | 都道府県 | 静岡都道 | 静岡 都道庵県 |

※ 参加区分: ア.居住地を示す現住所 イ.学校教育法第1条に規定する学校の所在地(少年)・勤務地(成年) ウ.ふるさと

(3)卒業した学校名(「ふるさと」とする都道府県に所在する高等学校または中学校)

| (ふりがな) しずおかけんりつ〇〇〇こうとうがっこう | | 卒 | 業年月 | | | | |
|----------------------------|------|------|-----|---|---|-----|--|
| 静岡県立○○○高等学校 | (西暦) | 2009 | 年 | 3 | 月 | 卒 業 | |

○○高等学校又は○○中学校など学校名を明確に記載すること。

(4)卒業した学校の所在地

| 一大のに子伝の所住地 | | | | | | | |
|------------------------|--------------|--|--|--|--|--|--|
| (ふりがな) しずおかけん○○市△△町567 | 電話番号 | | | | | | |
| ₹ 000 - 0000 | | | | | | | |
| 静岡県○○市△△町 567 | 000-000-0000 | | | | | | |

ふるさと選手制度使用に係わる留意事項

- 1. 「ふるさと」とは、卒業中学校又は卒業高等学校のいずれかの所在地が属する都道府県とする。
- 2. 「ふるさと選手制度」を活用し参加する選手は、予め所定の方法により「ふるさと」を登録しなければならない。 なお、一度登録した「ふるさと」は変更できないものとする。
- 3. ふるさと選手制度の活用については、原則として、1回につき2年以上連続とし、利用できる回数は2回までとする。
- 4. 「ふるさと」から参加する選手は、開催基準要項細則第3項-(1)-1)-③(国内移動選手の制限)に抵触しないものとする。